

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）及び大分大学学位規程（平成16年規程第71号）に定めるもののほか、大分大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定める。

(専攻の目的)

第1条の2 研究科教職開発専攻は、学部教育で培われた基本的知識と教育的指導力及び学校教育現場における経験を通して蓄積した教育者としての資質能力を、教職大学院で学修する教育理論を基盤とする高度な教育実践力にまで高めた学校教員を輩出することで、地域の教育が抱える課題の解決と将来の学校教育の発展に寄与し、そのために、「新しい学校づくりにおいて指導的役割を果たし得るスクールリーダー」や「新しい学びや多様な教育課題に対応し得る実践的指導力をもった教員」を養成することを目的とする。

(課程及びコース)

第2条 研究科教職開発専攻に置く課程は、専門職学位課程とする。

(入学者の選考)

第3条 入学者の選考は、論述試験、口述試験、出願書類等を総合して行う。

(指導教員)

第4条 学生の履修及び研究指導のため、指導教員を置く。

(授業科目及び単位)

第5条 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修方法)

第6条 学生は、別表第2に規定する履修方法により、45単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第7条 学生は、その学年に履修しようとする授業科目を、指導教員の承認を得て所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

(履修登録の上限)

第8条 各学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、23単位とする。ただし、学校実習、教育実践研究報告書及び集中講義の単位は、23単位に含まないものとする。

(教育方法の特例)

第9条 授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上必要と認めた場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

(成績評価基準等の明示)

第10条 授業科目の内容、履修方法及び1年間の授業の計画については、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たり、学生に対してその評価及び認定基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に基づき適切に行うものとする。

3 前二項に係る明示の方法は、別に定める。

(成績評価基準等)

第11条 学修の成績評価基準等については、大分大学における学修の成績評価基準等に関する規程(令和3年規程第21号)の定めるところによる。

(単位認定に係る疑義の申立て)

第12条 単位の認定に関し、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し立てることができる。

2 疑義の申立てがあった場合の取扱いについては、別に定める。

(事務)

第13条 研究科の事務は、教育学部事務部において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教育福祉科学部規程第27号)

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則(平成19年教育学研究科規程第1号)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日に本研究科に在学している学生の授業科目及び単位数並びに履修方法については、改正後の大分大学大学院教育学研究科規程第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年教育学研究科規程第2号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教育学研究科規程第4号)

この規程は、平成21年12月9日から施行する。

附 則(平成27年教育学研究科規程第2号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に設置されている学校教育専攻及び教科教育専攻は、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成29年教育学研究科規程第2号)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日に教育学研究科に在学している学生の授業科目及び単位数並びに履修方法については、改正後の大分大学教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年教育学研究科規程第5号)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に設置されている心理教育相談室は、令和2年3月31日に学校教育専攻臨床心理学コースに在学する者が当該コースに在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 この規程の施行日の前日に教育学研究科に在学している学生の授業科目及び単位数並びに履修方法については、改正後の大分大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

附 則（令和3年教育学研究科規程第1号）  
この規程は、令和3年6月9日から施行する。

- 附 則（令和7年教育学研究科規程第1号）
- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
  - 2 この規程の施行の日の前日に在学している学生の授業科目及び単位数並びに履修方法については、改正後の大分大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）  
教職開発専攻

科目区分	領域	授業科目	単位		
			必修	選択	
研究科内 共通科目	基礎理論 科目	教育課程の編成・実施に関する領域	カリキュラムデザイン基礎	2	
		教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業開発・学習指導基礎	2	
		生徒指導，教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談・特別支援基礎	2	
		学級経営，学校経営に関する領域	学校の組織づくり基礎	2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の専門性開発基礎	2	
	実践演習 科目	教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業研究・子ども理解総合演習Ⅰ		2
		生徒指導，教育相談に関する領域	授業研究・子ども理解総合演習Ⅱ		2
		学級経営，学校経営に関する領域	学校マネジメント総合演習Ⅰ		2
		学級経営，学校経営に関する領域	学校マネジメント総合演習Ⅱ		2
		教科等の実践的な指導方法に関する領域	特別支援教育総合演習Ⅰ		2
		生徒指導，教育相談に関する領域	特別支援教育総合演習Ⅱ		2
		学校教育と教員の在り方に関する領域	学校実践総合演習	2	
	高度専門 科目	児童生徒理解・学級経営に関する領域	子ども理解・学校生活の理論的探究		2
			子ども理解・学校生活の実践的開発		2
子ども支援の理論と実践				2	
学級における個と集団のとらえ方の実践研究				2	
授業研究・授業開発に関する領域		学びの理論と学習環境デザイン		2	
		授業分析の理論と実践研究		2	
		授業開発力の育成と新教科領域の開拓Ⅰ		2	
学校マネジメントに関する領域		授業開発力の育成と新教科領域の開拓Ⅱ		2	
		学校経営の理論と実践研究		2	
		教育法規の解釈・運用に関する実践研究		2	
		学校危機管理の理論と実践研究		2	
		学校間連携・地域連携の実践研究		2	
特別支援教育に関する領域		校内研究と教職員の職能成長の実践研究		2	
特別支援教育に関する領域		障害児心理のアセスメントと事例研究		2	

		肢体不自由児の理解と支援		2
		障害児心理の体験的な理解と支援		2
		発達障害児者の特別支援教育		2
		自閉症児者の行動理解		2
		病気の子どもの理解と支援		2
		病気の子どもの支援と実践研究		2
		特別支援教育・障害児支援の現状と課題		2
	学校研究に関する領域	教育データの分析と活用		2
実習科目	学校実践に関する実習	学校実践基礎研究		2
		学校実践実地研究Ⅰ		3
		学校実践実地研究Ⅱ		5
	学校経営に関する実習	学校経営プロジェクトⅠ		3
		学校経営プロジェクトⅡ		2
		学校経営プロジェクトⅢ		5
	特別支援教育に関する実習	特別支援学校実践基礎研究		2
		特別支援学校実践実地研究Ⅰ		3
		特別支援学校実践実地研究Ⅱ		5
省察科目	学校実習の省察に関する領域	教育実践基礎研究		2
		教育実践課題研究Ⅰ		2
		教育実践課題研究Ⅱ		4
		学校経営課題研究Ⅰ		4
		学校経営課題研究Ⅱ		4
	研究報告書	教育実践研究報告書	1	
全研究科共通科目		学際連携特別講義		2

注 全研究科共通科目は、修了要件単位に含めない。

別表第2（第6条関係）

教職開発専攻

科目区分		必要単位
研究科内共通科目	基礎理論科目	10単位
	実践演習科目	6単位
高度専門科目		10単位
実習科目		10単位
省察科目		9単位
計		45単位

注 研究科内共通科目から、教育課程の編成・実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導、教育相談に関する領域、学級経営、学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域の5領域にわたり、必修12単位に選択4単位を加え、合計16単位を修得する。

注2 高度専門科目から選択10単位以上、実習科目から選択10単位を修得する。

注3 省察科目から必修1単位（教育実践研究報告書）に選択8単位を加え、合計9単位を修得する。

注4 全研究科共通科目は、必要単位に含めない。